平成２６年（フ）第３２０号
大阪府河内長野市錦町20番31―403号
債務者　松實　友香
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
大阪府松原市河合４丁目330番地の13
債務者　国本　勝三
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３６０号
大阪府河内長野市西之山町29番９号
債務者　芳仲　真城
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
大阪府羽曳野市野々上２丁目15番７―303号
債務者　藤本公美子（旧姓奥島）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４２４号
大阪府藤井寺市大井５―12―２―304、住民票上の住所大阪市東住吉区今川４丁目７番13号301号
債務者　青木真理子（旧姓岡上）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
堺市北区新金岡町１丁７番５―204号、前住所大阪府岸和田市南上町２丁目24番10号
債務者　杉森伸一郎
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４５３号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目23番22号306号
債務者　鳴尾　進司
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７５号
堺市西区浜寺石津町西４丁１番15―311号
債務者　谷　　順次
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７９号
堺市北区東上野芝町２丁332番地１　グレース東上野芝203号、前住所堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟440号室
債務者　山本　　忍
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９１号
堺市南区宮山台２丁１番１―204号
債務者　中塚　知之
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
岡山県苫田郡鏡野町奥津275番地１　湯の坂団地Ｂ―５
債務者　助定　　洋
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１８９８号
大阪府八尾市南小阪合町５丁目９番18―102号
債務者　池藤礼子こと　金　　礼子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９号
北海道旭川市旭町１条12丁目2147番地の94　ジョイテルハイツ102
債務者　梶　　智彦
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
川崎市中原区中丸子366番地１　ルーブル川崎中丸子603、前住所横浜市磯子区杉田７丁目８番６号
債務者　本塚　祐輝
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
岡山市北区三門東町３番８号菱川マンション５―Ａ
債務者　豊田　敏夫
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３７号
岡山市南区東畦318番地３
債務者　宇野　由姫（旧姓長畑）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部